

利根町都市公園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後
(行為の禁止及び制限) 第4条 都市公園内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 ただし、第1号、第4号_____及び第10号については、あらかじめ町長の許可を受けた場合は、この限りでない。 (1)～(12) (略)	(行為の禁止及び制限) 第4条 都市公園内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 ただし、第1号、第4号、<u>第7号</u>及び第10号については、あらかじめ町長の許可を受けた場合は、この限りでない。 (1) 都市公園をその用途以外に使用すること。 (2) 植物を採取し、伐採し、又は損傷すること。 (3) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。 (4) はり紙若しくははり札をし、広告、宣伝をすること。 (5) 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。 (6) 立入禁止区域に立ち入ること。 (7) <u>物品を販売すること。</u> (8) 都市公園内の土地の形質の変更又は物件を損壊すること。 (9) ごみその他の汚物を捨てること。 (10) 指定した場所以外で、たき火、野営、炊さん又は工作物の設置をすること。 (11) 興行を行うこと。 (12) 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。